

高齢者の人権をめぐる問題

任意後見契約 “自分で老後に備える制度” 根付かせるために

任意後見契約の問題点

新成年後見制度において、自分で老後に備える制度として期待されたのが任意後見制度である。この制度への関心が高まっている一方、見過ごせない様々な問題が生じている。ここでは、契約段階での問題を取り上げたい。

この制度は、利用者が主に高齢者であることから、本人の委任意思を確認する等のために、公正証書で契約する仕組みになっている。ところが現実には、契約時に、期待されたチェック機能が十分に果たされていないように感じる。

痴呆性高齢者が任意後見契約を締結

ある85歳のアルツハイマー病の母親は、老人病院の痴呆病棟に入院中、長男と任意後見契約を結んだ。施錠された鉄扉を開けてもらおうと、大勢の痴呆症の高齢者が歩き廻っている姿が嫌でも目に入ってくる。そこに公証人が訪れ、医師の診断書もないまま契約が締結されたのである。任意後見契約は、任意後見監督人を選任するとき、一応家裁がチェックすることになっている。ただ、実際には一旦契約が結ばれると、「契約に問題があるから監督人を選任しないでくれ」と言うのは難しい。しかし、さすがにこのケースは、長女が法定後見の申立てをしたところ、家裁は「先に任意後見契約が締結されていても、本人の利益のために特に必要がある」場合として成年後見人を選任した。

この他にも、任意後見監督人は選任されたが、任意後見契約無効の訴訟が起こされているケースや、母親に「後見の申立て」を準備していた時期に、別の子のお膳立てで母親が任意後見契約を結ばされたケースなどもある。このような事例を少なからず耳にすると、

この制度への信頼が揺らがないかと心配である。

親族間の財産争いの手段にしない

このようなケースの背景には、大抵親族間の財産トラブルがある。したがって、弁護士のところに相談や事件の依頼として持ち込まれる可能性が高い。本来、任意後見制度は、まだしっかりしている方が将来に備えて利用するものである。本人が姿を現さないで、家族が任意後見契約を結びたいと相談に来たら、慎重に対応する必要がある。

私はまず本人に面会し、以下のことを質問するようにしている。答えられないようなら、要注意である。

- ①今、何が心配か。
- ②どんな財産や収入があるか。
- ③通帳や大事な書類はどこにあるか。
- ④誰に財産管理を頼みたいか。

本人が任意後見制度について理解ができないようなら、そもそも契約はありえない。家族に法定後見制度の利用を勧めるべきである。

任意後見制度への信頼を保つ

任意後見制度への信頼を保つには、この制度にかかわる公証人・家裁・弁護士・司法書士などが、上記のような問題のあったケースについて情報を交換し、なぜそのような契約がされたのかを検証していく必要があると思う。さらには、このような検証システムを継続的なサポートシステムに発展させていくことが必要ではなかろうか。新しい制度ができたとき、当事者だけの運用に任せておくのは妥当ではなかろう。精神科医も入った第三者のサポート組織を作り、本人の能力や意思について判断に迷うとき、誰でもその専門家

の意見を求めることができれば安心である。

任意後見制度が根付いていくには、関係者は細心の注意を払って国民の信頼を得られるような利用の仕方

をしていく必要があると思う。

(高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員
中山 二基子)

高齢者の人権をめぐる問題

高齢者虐待 増加・複雑化する事例，防止策の検討を早急に

高齢者虐待の分類

高齢化社会と介護サービスの多様化に伴い、高齢者虐待の事例が増えており、その対策が課題となっている。

高齢者虐待は、その行為態様・対象等から

- ①身体的虐待
- ②心理的虐待
- ③性的虐待
- ④経済的虐待
- ⑤介護放棄

の5つに分類することができる。

高齢者虐待の事例

その中で比較的多く、深刻なのが身体的虐待である。同居の親族から殴る蹴る等の暴行を受けて傷害を負うケースは少なくない。死亡事故に発展することもある。2001年の警察庁の発表によると、虐待によって死亡した高齢者は年間46名にものぼっている。

高齢者虐待は親族間だけでなく、介護施設内でも起きている。長野県の特別養護老人ホームで、介護職員が入居者に対して腹部を平手で叩いたり、鼻をつまんだりしていたことが新聞報道された。民間のアンケート調査では、約3割の施設で虐待が認められている。介護職員らが組織的に行なっていることもある。また、施設利用者間での虐待も少なくない。

最近では、経済的虐待の事例も目立ち始めている。同

居の親族が高齢者の年金を使い込んだり、高齢者の預貯金や不動産の名義を変更してしまったりするケースが少なくない。遺産相続の予備戦として、高齢者の資産をめぐる親族間で紛争になることもある。

虐待への対処方法

実際に高齢者虐待が発生した場合、どのように対処すべきか。

施設内の虐待については、施設運営者側の対応によって解決することもある。オンブズパーソン制度を取り入れる等防止策を講じている施設もある。また、地方自治体が施設を指導して解決した例もある。

他方、住居内での虐待では、密室で行なわれるため、そもそも虐待事例を把握するのが困難である。児童虐待のように強制的に住居に立ち入る手段も認められていない。虐待事例を発見しても、意図的に虐待をしているケースでは容易に虐待が止まらない。そういうときは、内容証明で警告するだけでなく、刑事告訴も検討すべきである。

ある民間の調査では、虐待を受けた高齢者の6割以上に痴呆症状が認められている。被害者の中には虐待を受けているという認識さえもないこともある。被害者自身が虐待行為をする親族との別居を希望していないようなケースでは、身体的保護のために虐待行為者と隔離するのが難しい。高齢者が一時的に避難する施設を確保するのも困難を伴う。DVのシェルターのような専門の施設はないに等しい。

虐待の原因は介護のストレスが圧倒的に多いが、そういうケースでは虐待行為者が虐待の意識を持っていないことも少なくない。在宅で介護している人を精神的にサポートする仕組みが必要である。

経済的虐待では、親族間ゆえに虐待行為者の罪悪感希薄である。親族相盗例の適用もある。別居している親族も高齢者の資産については何もできない。そこで、成年後見制度を利用することが考えられる。複雑な事案では弁護士が成年後見人に選任されることが多いので、後見人となった弁護士を通じて高齢者の身体的保護と財産の保全・回復を図るのである。

抜本的解決めざし法制定も視野に

このように一定の対処方法があるものの、やはり高齢者虐待防止法の制定と専門機関の設置がなされなければ、抜本的な解決は難しい。アメリカでは専門の相談機関があり、介護職員等に通報義務が課せられている。日本では児童虐待防止の法制度が充実してきたが、高齢者虐待については、厚生労働省が昨年、初の全国調査を実施したばかり。これからどのような防止策を講じるべきか検討している段階である。

(高齢者・障害者の権利に関する特別委員会副委員長
大竹 夏夫)

LIBRA 連載「オアシスだより」過去の掲載号とテーマ一覧

年/号	頁	テーマ
2001/7	P17	重複障害者の現状改善を／財産管理事件の持ち込み受け付け
2001/8	P25	足立区の委員会で成年後見支援事業を検討
2001/9	P26	事例紹介：アルツハイマー症の夫を介護する妻
2001/11	P26	事例紹介：転院先の病院さがし
2002/1	P27	事例紹介：精神障害者の人権と社会復帰
2002/3	P26	事例紹介：痴呆性高齢者の居所は誰が決めるのか
2002/4	P30	介護保険・支援費検討もオアシスの仕事
2002/7	P33	事例紹介：知的障害者の預金管理をめぐる訴訟
2002/9	P29	「成年後見人」候補者名簿の充実が急務
2003/1	P29	都区市町村保険師等研修会に講師を派遣
2003/3	P29	判断能力判定のむずかしさ
2003/5	P25	後見人の欠格事由について
2003/7	P28	後見センターを開設
2003/9	P25	後見センター発足で、審理が大幅迅速化！
2003/11	P24	成年後見人の財産管理と地域福祉権利擁護事業
2004/1	P32	成年後見制度施行4年、法定後見実務マニュアル作成中
2004/3	P30	高齢者虐待の防止に向けた取り組み
2004/5	P38	研修「身上監護って、どうやるの？」—社会資源の活用方法
2004/7	P24	多彩な会員の参加で活性化を期待—2004年度の委員会活動